第三次日南町環境基本計画

日野川源流の豊かな自然環境と共生するまち　にちなん

カタクリ（日南町希少植物図鑑より）

平成３０年３月

日　南　町

Contents

はじめに …… 4
第１章　計画の基本的事項 …… 4
　第１節　計画策定の背景 …… 4
　　１．日南町の環境への対応 …… 4
　　２．計画への位置づけ …… 4
　第２節　計画の期間 …… 5
　第３節　計画の対象と範囲 …… 5

第２章　日南町の環境の現状と課題 …… 5
　第１節　自然環境 …… 5
　　１．気　象 …… 5
　　２．地　勢 …… 6
　　３．農　地 …… 6
　　４．森　林 …… 6
　　５．河　川 …… 7
　　６．植　物 …… 7
　　７．動　物 …… 8
　　８．自然公園 …… 8
　第２節　社会環境 …… 9
　　１．人　口 …… 9
　　２．農林・商工業 …… 10
　　３．上下水道 …… 11
　第３節　生活環境 …… 11
　　１．大　気 …… 11
　　２．水 …… 12
　　３．土　壌 …… 12
　　４．騒音・振動 …… 12
　　５．資源・エネルギー …… 12
　　６．廃棄物 …… 12
　　７．景　観 …… 15
　第４節　地球環境 …… 16
　　１．再生エネルギーの活用 …… 16
　　２．低炭素社会の構築 …… 17
　　３．モーダルシフトの推進 …… 17
　第５節　環境教育 …… 17
　　１．環境教育の推進 …… 17
　　２．環境学習会・講演会の開催 …… 18

３．とっとり次世代エネルギーパーク施設 …… 18

第３章　計画の目標、目指すもの …… 18
第１節　施策の基本方針 …… 18
１．目指すべき環境像、基本理念 …… 18
２．基本方針 …… 19
３．基本とする取り組み …… 19
４．取り組みの体系 …… 20
第２節　各主体の役割 …… 21
１．町民の役割 …… 21
２．事業者の役割 …… 21
３．町の役割 …… 21

第４章　具体的な施策の展開 …… 22
第１節　具体的施策 …… 22
１．森や水などの自然環境の保全と産業の共生 …… 22
２．自然循環型地域社会づくり …… 23
３．地球環境保全対策の推進 …… 24
４．環境に配慮した生活様式の推進と協働 …… 25

第５章　計画の推進 …… 25
第１節　推進体制と実践活動 …… 25
１．推進体制 …… 25
２．進行管理 …… 26
３．内容の普及と意識啓発 …… 26
第２節　日南町環境基本計画の数値目標 …… 27
１．数値目標 …… 27

第１章　計画の基本的事項

第１節　計画策定の背景

１．日南町の環境への対応

日南町は、日野川の源流と中国山地に連なる山々のみどりをはじめとした豊かな自然環境の下に、豊かな風土や歴史、文化を育み、自然・人・農林業を中心とする調和のとれたまちとして発展してきました。

しかしながら、経済活動の拡大や生活様式の変化により、多種多様な廃棄物の増加、ごみの野焼きや不法投棄など、日常生活や事業活動に起因し生活に密着した環境問題が生じてきています。

良好な環境の保全及び創造を図るため、町民・事業者・町がそれぞれの立場で環境に負荷を与えている社会経済活動や生活様式を見直し、積極的に行動していかなければなりません。このような認識の下に、残されている良好な環境の保全及び創造を図り、水と森に恵まれたまちとして、持続可能な発展ができるような日南町を実現するため、平成 18 年 12 月に「日南町環境基本条例」を定めました。

さらに、この条例に基づいて環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「日南町環境基本計画」を策定しました。本計画は日南町環境基本計画の第二次の計画期間を終え、新たに改訂した第三次計画となります。第二次計画における成果・課題を踏まえた環境施策の見直しを図るとともに、社会動向の変化に対応するための新たな環境施策を展開していきます。

２．計画の位置づけ

日南町環境基本計画は、国の「環境基本法」や「環境基本計画」に基づくとともに鳥取県の「鳥取県環境基本計画」、「日南町総合計画」などの町との各種計画との整合性を図りながら、「日南町環境基本条例」を基本に、環境保全の指針として策定しました。

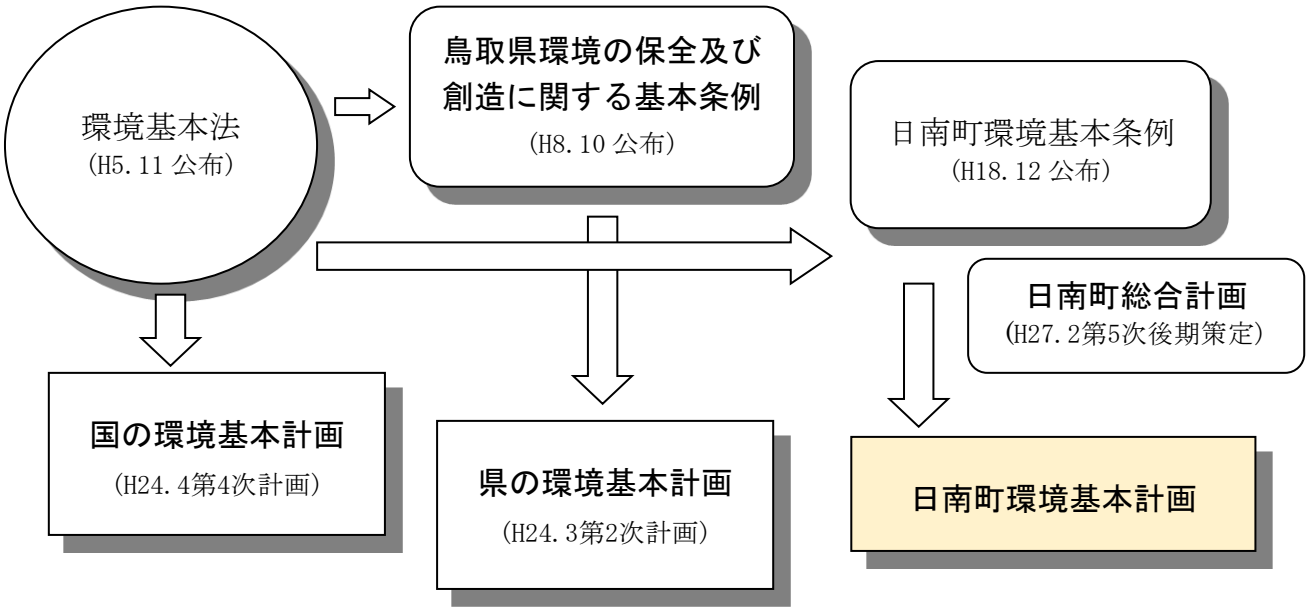

第２節　計画の期間

第３次基本計画の期間は、平成30年度（2018年度）から2022年度を目標とする５年間とします。なお、計画の期間中であっても、社会情勢等の変化に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じ見直しを行います。さらに５年後については、新たに見直しを行います。

第３節　計画の対象と範囲

本計画では自然環境、社会環境、生活環境、地球環境及び環境教育などを計画対象とし、その地域は日南町全域とします。

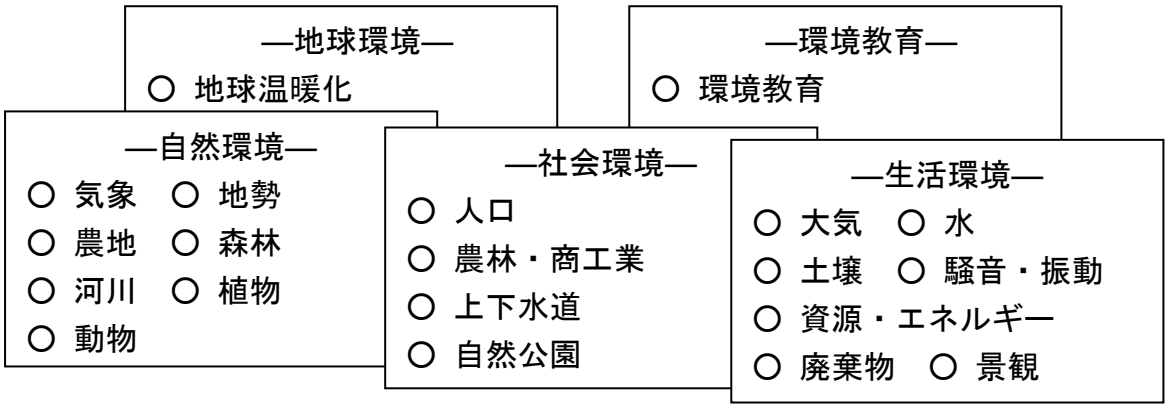

第２章　日南町の環境の現状と課題

第１節　自然環境

１．気　象

日南町は、中国山地型気候で、冷涼多雨を特徴とする気候です。平成 27 年の平均気温は、12.1℃で、年平均総雨量は 2,008.5㎜ です。

また、過去 30 年間の年平均気温を見るとわずかながら上昇傾向にあり、地球的規模での温暖化が町においても現れています。

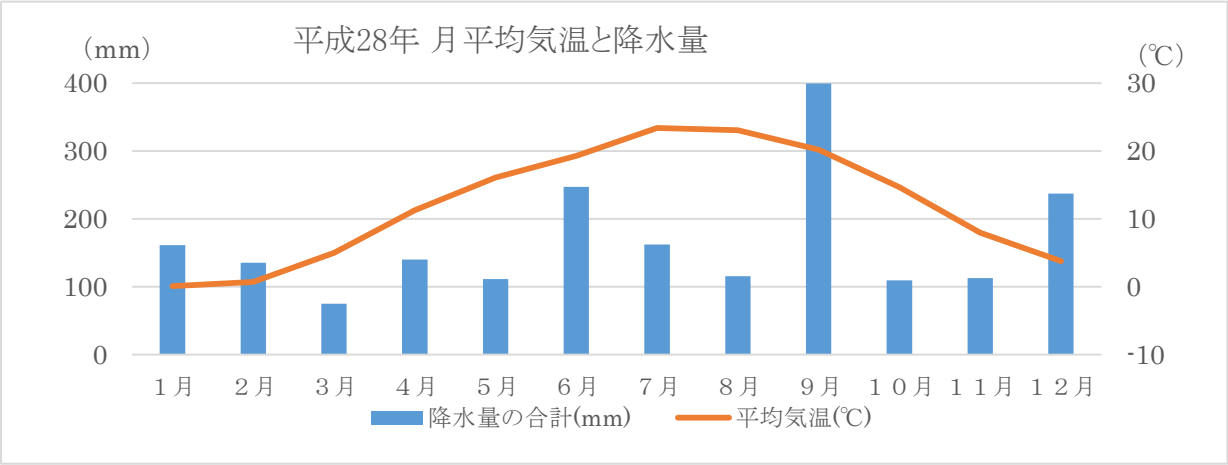

〈1987～2016 年平均、茶屋アメダス〉

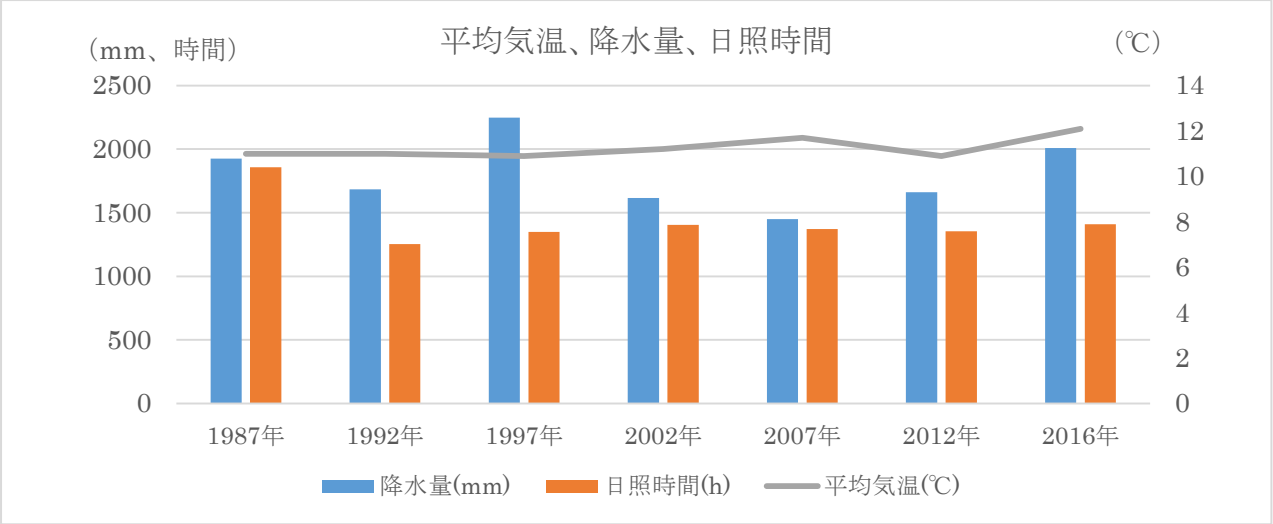

〈1987～2016 年平均、茶屋アメダス〉

２．地　勢

中国山地のほぼ中央に位置し、北西は島根県(安来市、奥出雲町)、南西は広島県(庄原市)、南は岡山県(新見市)と３県に接し、東西に 25km、南北に 23km という広がりをもち、340.87km^2 の面積を有しています。南部は中国山地の脊梁となる道後山(1,269m)や花見山(1,188m)など 1,000m 級の山がそびえ、北部はなだらかな準平野大地が広がっています。県三大河川のひとつである日野川は、本町に源流を発し町の中央部を流れ、谷間から大小の河川がこれに合流しています。これらの流域を中心に標高 280m から 600m の間に大部分の集落と耕地があります。

３．農　地

2015 年農林業センサスによると農家の経営耕地面積は 1,003ha（田 956ha、畑 37ha、樹園地 10ha）であり、耕作放棄地は 80ha、およそ 7.4%にも及んでいます。第４期中山間地域直接支払制度の参加協定は 53 組織であり、また平成 26 年に始まった多面的機能支払交付金は現在 53 地区で 1,096ha が実施されていますが、農地を保全していく上でも事業が今後も継続されることが望まれます。また、認定農業者として認定を受け、地域の担い手となっていくことや、農地流動化の促進と集落営農の組織化を図る必要があります。

区　分	経 営 耕 地 面 積			
	田	畑	樹園地	合計
面積（ha）	956	37	10	1,003

〈2015年農林業センサス〉

４．森　林

平成 26 年度鳥取県林業統計によると林野面積は 30,465ha であり、林野率は 89.4%になります。国有林は 1,311 ha(4.3%)、民有林は 29,155 ha(95.7%)であり、民有林の人工林の割合は 62.8%になっています。国産材需要の低迷、経営コストの上昇、林業従事者の高齢化が課題ですが、近年では高性能林業機械の導入による林業の効率化によって若手林業従事者も増え、県内の素材生産量約 19 万㎥のうち 9 万㎥は日南町から生産されています。

（面積：ha）

林野面積		民有林内訳			人工林率
国有林	民有林	人工林	天然林	その他	(%)
1,311	29,155	18,301	10,554	300	62.4

〈平成26年鳥取県林業統計〉

５．河　川

日南町の主要河川は、町の中央部を貫流する日野川水系の本流である日野川と、北部の印賀川水系、南東部の石見川水系の河川と大きく３つに分かれます。

近年、気象の変化等により谷水等が減少し農業等への影響が出ています。

６．植　物

日南町の植生の大部分は広葉樹林帯に属しています。植林などの人工林以外では、新山奥や出立山渓流沿いのオニグルミ群落や花見山のカシワ群落などの特徴的なものから、標高 600m 以下でのコナラ・クリ群落、ミズナラやブナの群落が存在します。

町内に生育する希少な主な植物としては、キシツツジ、カワラハンノキ、ヤシャゼンマイ、ニホンサクラソウなどがあげられます。これらの希少な生き物を知ってもらうキッカケになること及び公共事業等での希少植物に対する事前配慮を可能にすることを目的として、平成 28 年度に希少植物図鑑を作成しました。

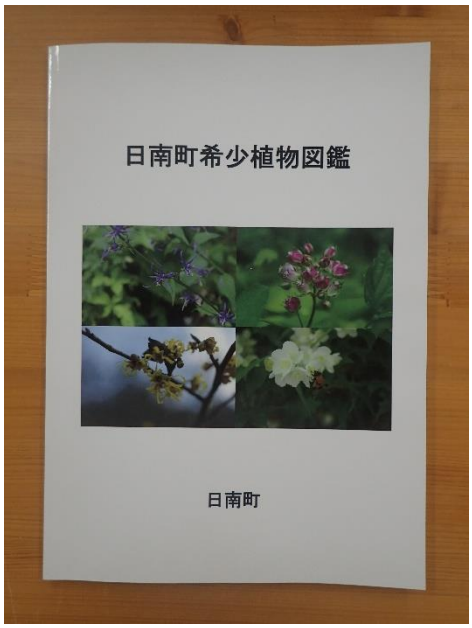

７．動　物

町内には多様な動物が生息しています。町内に生息する主な希少動物としては、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオや鳥取県レッドデータブックで絶滅危惧Ⅰ類に選定されているクマタカやブッポウソウなどがあげられます。また、七夕の頃にはヒメボタルの大群を見ることができます。今後も町内で希少動物も含めた多様な野生動物が生息していける環境を維持していくためには、野生動植物の保護に取組む団体と連携して生息状況の把握や保全活動を実施していく必要があります。

オオサンショウウオ

８．自然公園

町内の自然公園は、比婆道後帝釈国定公園と奥日野県立自然公園があります。

比婆道後帝釈国定公園は、中国山脈のほぼ中央に位置する船通、道後、比婆、吾妻などの山々に、その南の帝釈峡を加えた公園です。これらの山々は大抵ゆるやかな高原状をなし、隆起準平原の特徴を現しています。それを被っていた森林は砂鉄の精錬のため、永年にわたって伐採されてきたので、多くは人工林になっています。しかし、ところによっては自然林も残り、比婆山（1,299m）のブナの純林、船通山（1,142m）の大イチイは貴重です。特にその大イチイは国指定の天然記念物にもなっています。

奥日野県立自然公園は、日野川が流れる山懐に広がっている名所、景勝地が点在している美しい公園です。日南町の石霞渓・花見山・日南湖と日野町の鵜ノ池・滝山からなる自然公園です。

奥日野県立自然公園（石霞渓）

第２節　社会環境

１．人　口

日南町の人口は平成27年の国勢調査によると4,764人となっています。国勢調査の実施年から見た町の人口は、昭和25年をピークに減り続けており、平成27年国勢調査では約29.7%まで減少しています。

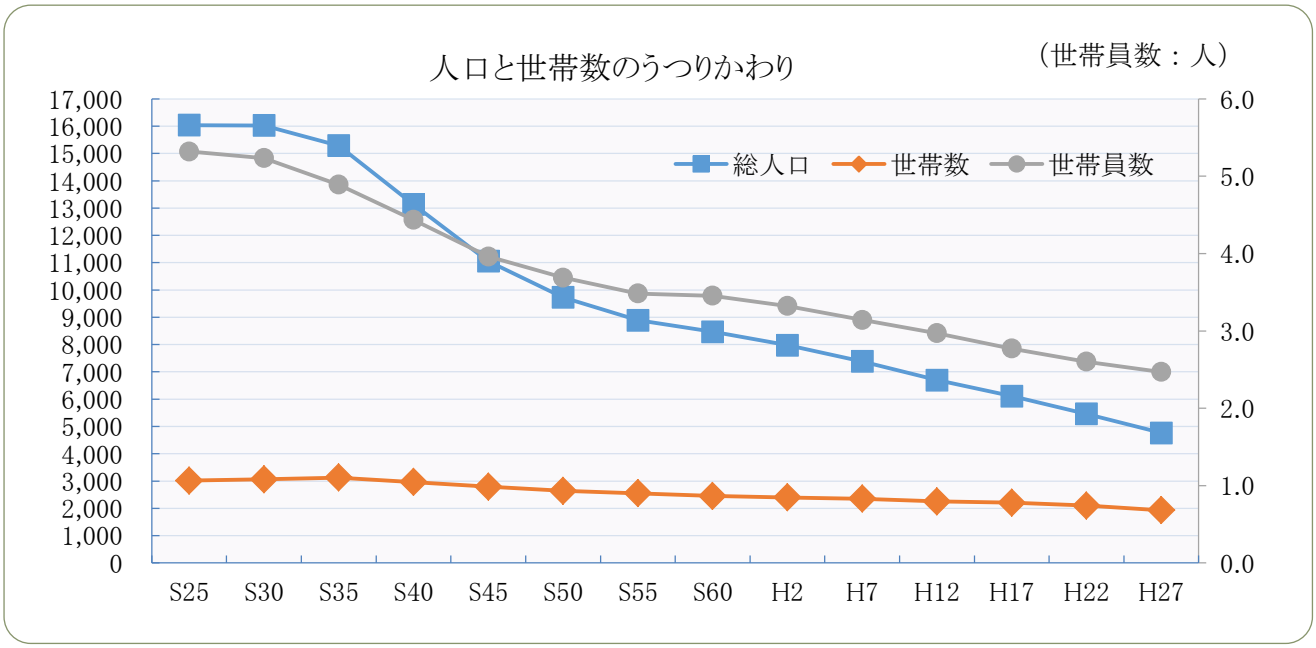

〈国勢調査より〉

次表は、平成27年8月に策定した「日南町人口ビジョン」による人口推計です。これは現行の人口動態と直近の合計特殊出生率の平均値(2.55)を用い、さらに、20～44歳の移住・定住者が年間５人平均で増え続けることを前提としています。

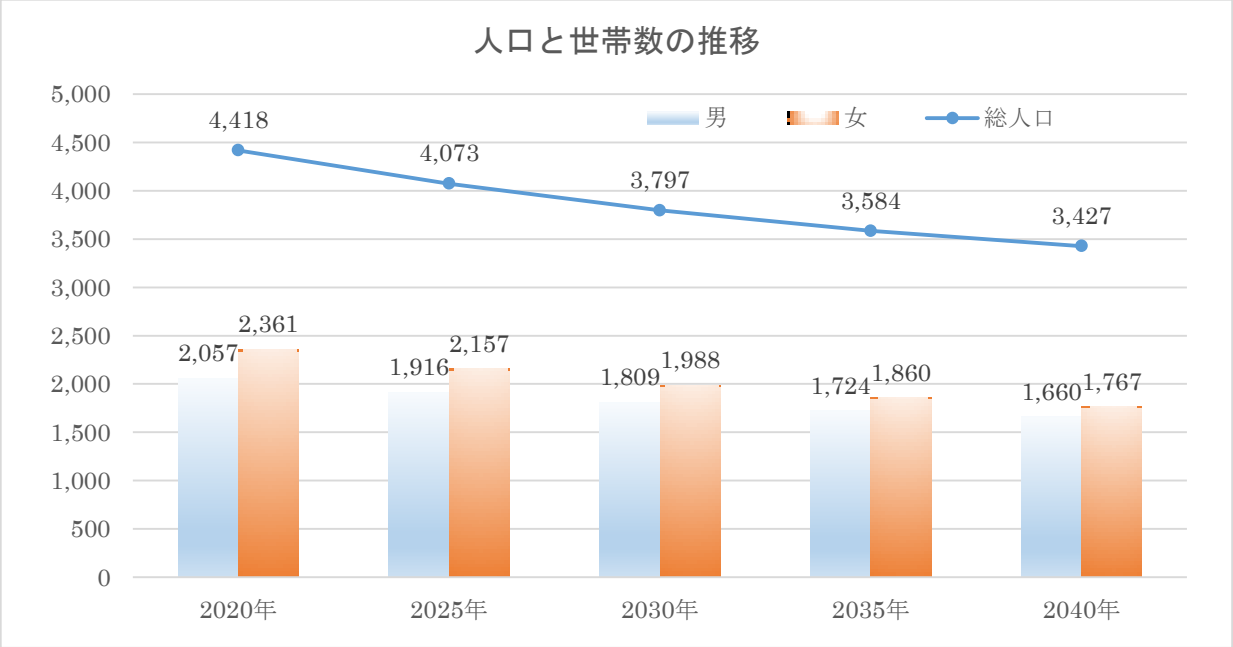

２．農林・商工業

平成27年国勢調査による産業別就業者数の構成は、第１次産業33.4%、第２次産業17.2%、第３次産業49.4%となっています。

農林業を専業に行う第１次産業の就業者数及びその割合は昭和30年以降ともに減少を続けており、平成18年の就業人口は昭和30年に比べて６分の１まで減少しています。米の価格低迷や安い外国産材の輸入量増加、さらには農林業従事者の高齢化や後継者不足などが課題として挙げられます。

建設業・製造業である第2次産業の就業者数は昭和45年以降大きく増加しましたが、昭和55年をピークに減少に転じ、現在ではピーク時の半数以下に減少しています。景気の低迷、公共工事の減少に伴い、事業の転換・多角化等が求められています。

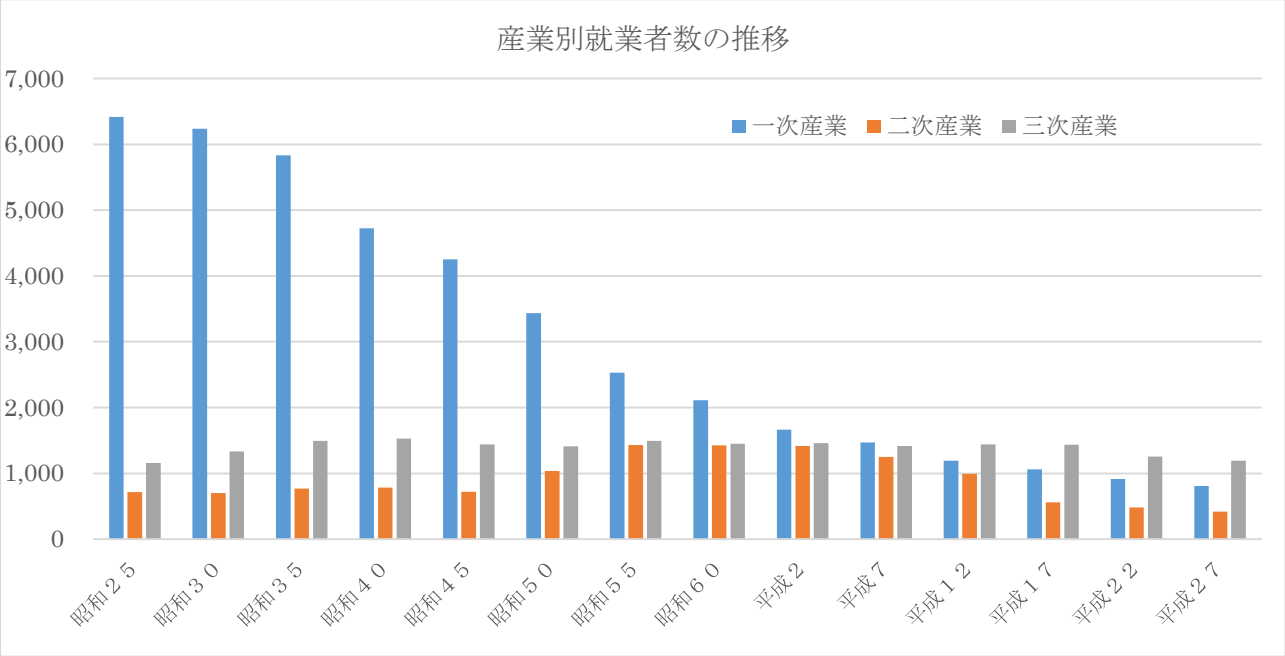

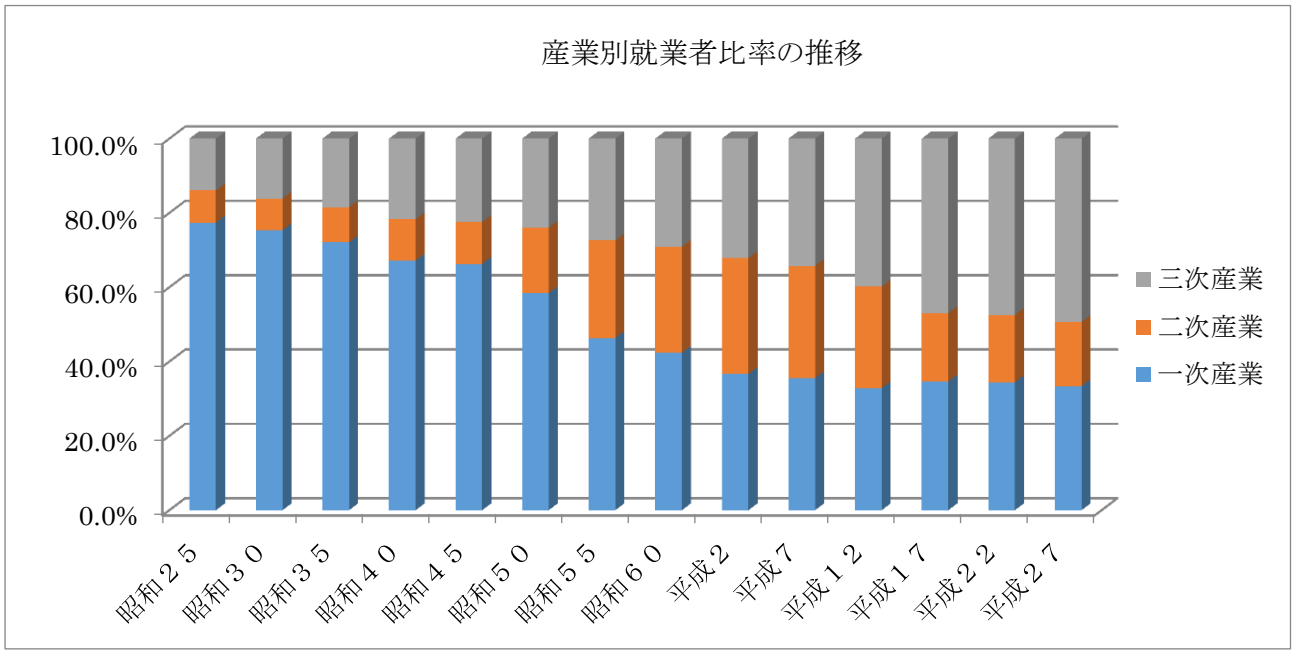

〈国勢調査より〉

３．上下水道

簡易水道の普及率は平成28年度末で72.4％であり、その他の地域は井戸水等で賄われています。

下水道整備率は、平成28年度末は88.4％で、農業集落排水４地域と個別の合併処理浄化槽で処理しています。空き家が増え課題もありますが、上下水道とも未接続の家庭がありますので、今後も引き続き事業の実施や、接続について積極的に推進していきます。

第３節　生活環境

１．大　気

大気汚染については毎年２回測定しており、各種の施策により概ね改善が図られ、法令による規制は遵守されています。

日南町清掃センター排ガス測定結果

測定項目(単位)	基準値	H26.5	H26.11	H27.5	H27.11	H28.5	H28.11
ばいじん濃度(g/m^{3}N)	00.25	<0.003	0.002	<0.003	<0.003	<0.002	<0.002
硫黄酸化物濃度(m^{3}N/h)	24	19	38	42	41	56	32
窒素濃度(ppm)	－	0.20	0.30	0.40	0.30	0.40	0.20
塩化水素濃度(mg/m^{3}N)	700	94	160	290	240	210	140

※基準値は大気汚染防止法による。

※全水銀については平成 29 年度から測定を開始。

またダイオキシン類対策特別措置法で自主検査結果の公表が義務付けられている２施設における測定結果は、いずれも適用基準の 10ng-TEQ/m^3 の範囲内です。

特定事業場名 (廃棄物焼却炉)	所在地	排出ガス		
		検体採取日	測定結果	適用基準
			ng-TEQ/Nm^3	ng-TEQ/Nm^3
日南町清掃センター	下 石 見	H28.8.10	0.032	10

〈鳥取県ＨＰより〉

２．水

日野川の水質測定は、鳥取県により毎年行われており、大腸菌群数を除くすべての項目で環境基準を満たしています。またダイオキシン類測定結果は、水質・底質ともに環境基準を満たしています。

水域名（地点）	項目	pH	DO	BOD	SS	大腸菌群数
	単位	－	mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100ml
	生活環境基準	6.5-8.5	7.5 以上	1 以下	25 以下	50 以下
日野川(生山)	測定結果	7.1-7.9	9.3-12.0	<0.5	<1.0-4.0	6.8-7,900

〈鳥取県 HP より〉

水域名（地点）	項目	水質(ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類)	底質(ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類)
	単位	pg-TEQ/ℓ	pg-TEQ/g
	環境基準	1.0	150
日野川(生山)	測定結果	0.053	0.4

〈鳥取県 HP より〉

３．土　壌

土壌については、鳥取県によりダイオキシン類濃度測定が各市町村（市町村合併前の旧市町村区分ごとに各１地点）を概ね５年間で順次巡るよう行われており、環境基準を満たしております。日南町では平成 26 年度に次のとおり実施されました。

測定地点	測定結果	環境基準
多里	0.052 pg-TEQ/g	1.0 pg-TEQ/g

〈鳥取県 HP より〉

４．騒音・振動

自動車騒音や大型車両通過時の振動等は、皆無ではありませんので、観察を続けていきます。

５．資源・エネルギー

本町では、平成14年度に日南町地域新エネルギービジョンを策定しました。この中で、本町におけるエネルギー消費量や新エネルギーの賦存状況等の特性を踏まえ、今後、環境にやさしいエネルギー活用を積極的に推進していきます。

６．廃棄物

町内から出る一般廃棄物は、町が所有する日南町清掃センターに集められます。同施設において可燃ごみは焼却、不燃ごみ・資源ごみの一部を資源化処理し、残りのごみは、伯耆町にある鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ又は民間事業者で処理しています。

日南町のごみの排出量は、平成15年度の1,899ｔをピークに平成23年度まで毎年減少していましたが、平成24年度以降は増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。また、町

民1人1日あたりのごみ排出量は増加傾向で、ごみの減量化の取組を強化する必要があります。今後もごみの減量化に取組み、ごみを適正に処理します。

ごみの分別は、平成11年度までは5種類でしたが、平成12年度に12種類、平成18年度に14種類、平成23年度に16種類、平成29年度には25種類にして、資源ごみの回収に取り組んできました。一方で、高齢者にとって分別が分かりにくいなどの課題があります。ごみに関する学習会を実施して、町民に分別の必要性や方法などを理解してもらう場づくりに取組みます。

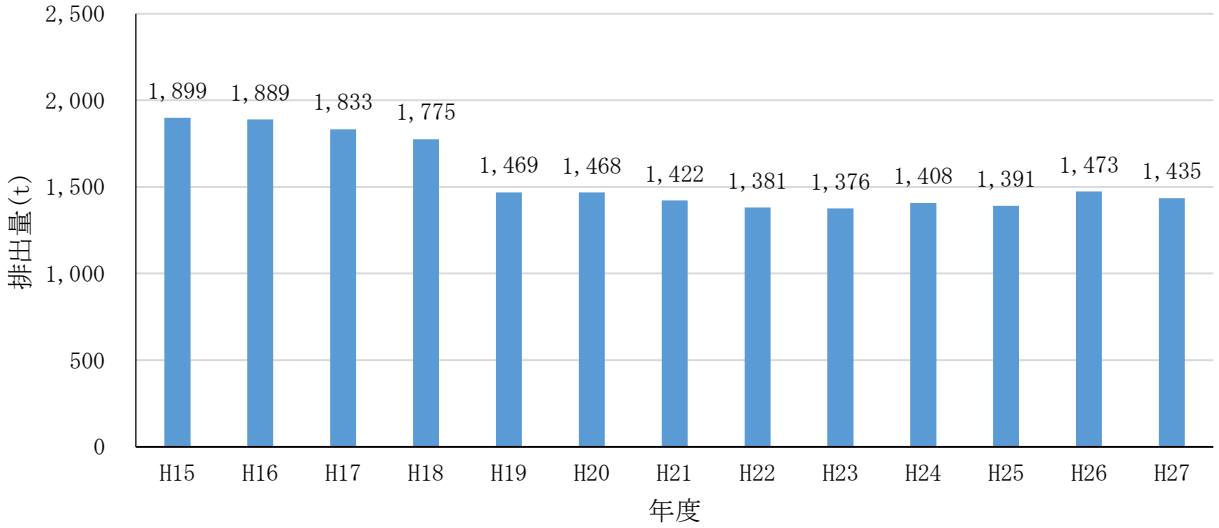

ごみ排出量（出典：一般廃棄物処理業実態調査）

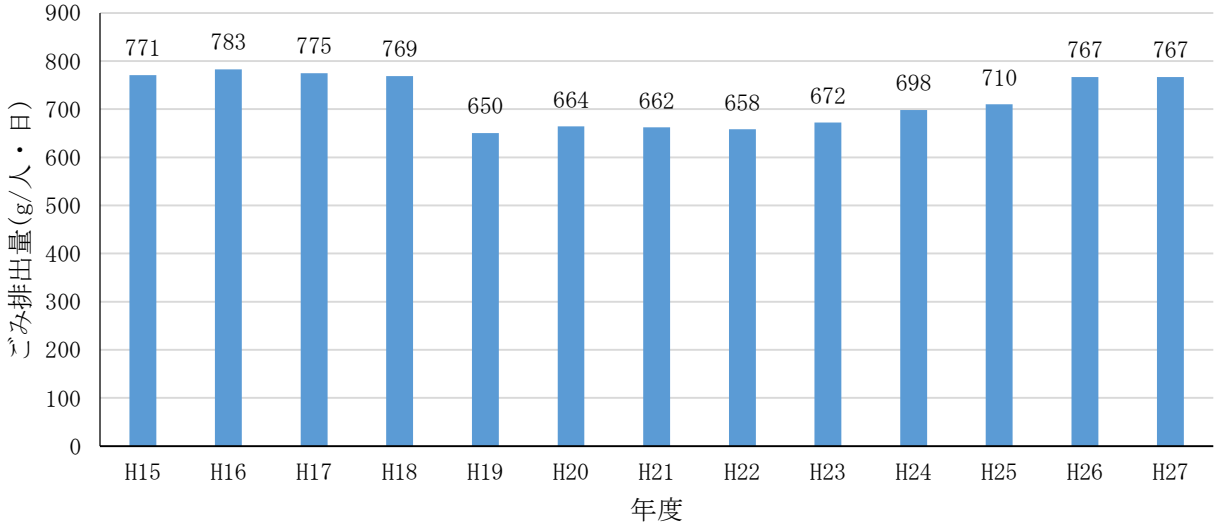

１人１日あたりのごみ排出量（出典：一般廃棄物処理業実態調査）

ごみ排出量の約7割を占める可燃ごみの組成は、紙・布類が58.6%、ビニール・合成樹脂類が20.2%、木・竹・わら類2.9%、厨芥類（生ごみ）が14.7%、不燃物類2.0%、その他2.1%でした。可燃ごみの中には、再資源化可能な紙・布類、古紙類が多く含まれており、これらのさらなる資源化を行うことが課題です。

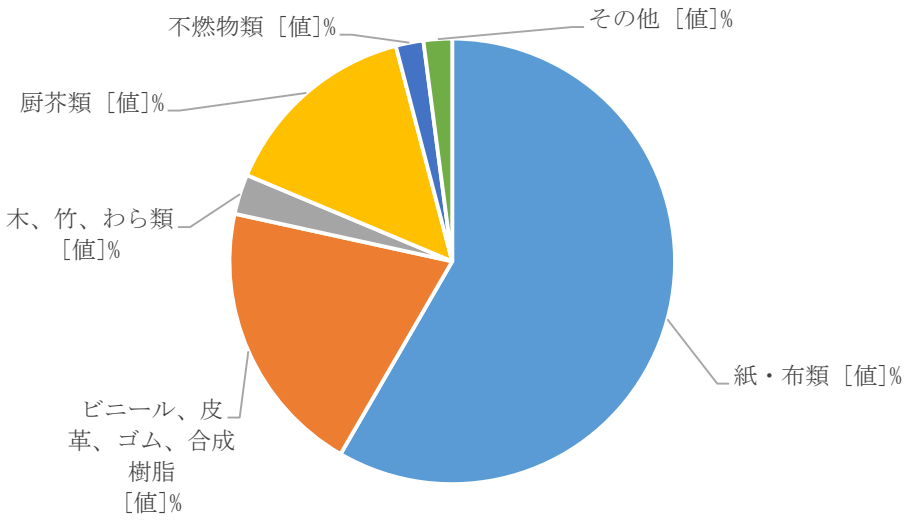

可燃ごみの組成（出典：ごみ質検査）

可燃ごみの減量及び再資源化量は伸び悩んでおり、依然として焼却処理への依存度が高い状態になっています。ただ、一般廃棄物実態調査の結果には、生ごみ処理機やコンポストによる家庭での厨芥類（生ごみ）の資源化、商工会によるペットボトルのキャップ回収、自治会による廃品回収などの実績が含まれておらず、実際のリサイクル率は一般廃棄物処理業実態調査よりも数%高いと推測しています。

平成27年度から公共施設から排出される生ごみの堆肥化事業を再開し、可燃ごみの減量に取組んでいます。ごみ処理に係る環境負荷を低減させるためにも、焼却処理への依存度を低下させていかなければなりません。

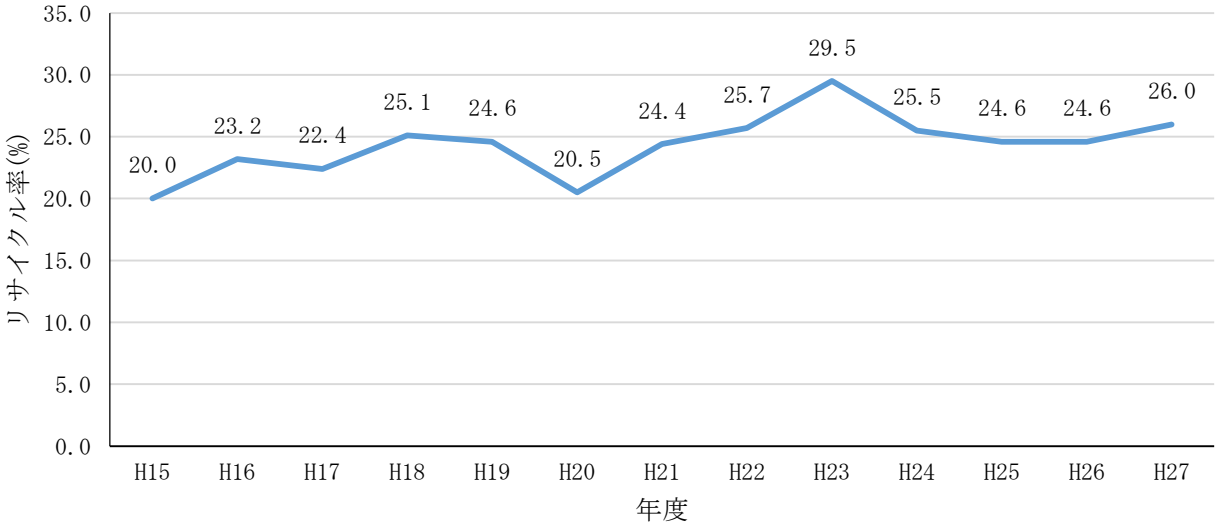

リサイクル率（出典：一般廃棄物処理業実態調査）

地域から最終処分場建設の同意を得ることの難しさ、土地に限りがあることなどから、最終処分場を新設することは容易ではありません。現在使用している最終処分場を少しでも長く使うため、最終処分されるごみの減量に取組ます。

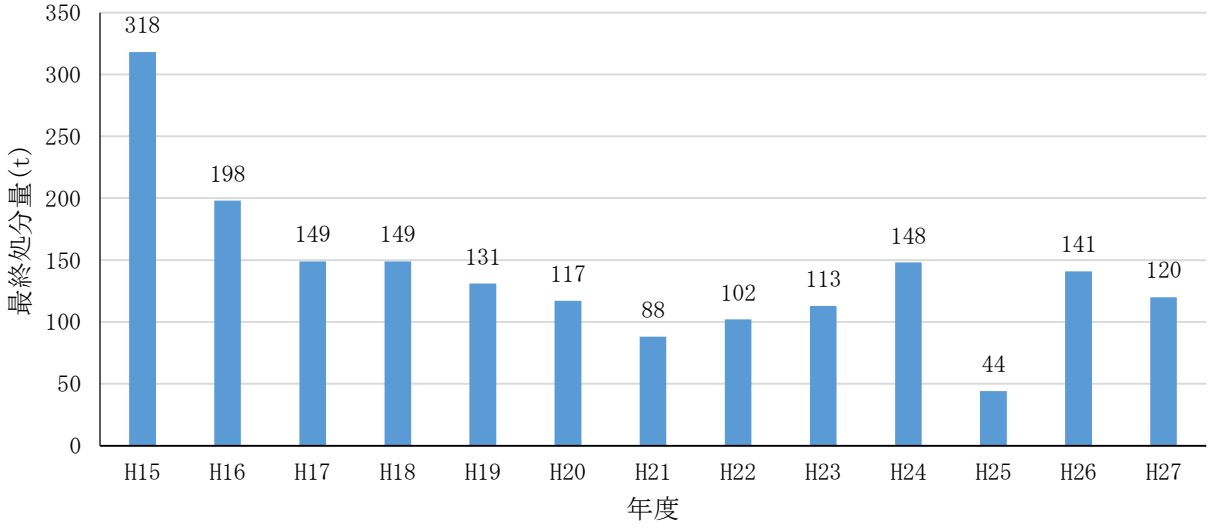

最終処分量（出典：一般廃棄物処理業実態調査）

７．景　観

本町では、昭和60年に「日南町の景観を守り育てる条例」を制定し、この中で保全区域・保存樹木を指定し、景観保全を推進してきました。しかし、過疎化に伴う倒壊した廃屋、耕作放棄され荒廃した農地、不法投棄等により、美しい農村景観が損なわれている地域があります。関係部署、機関と連携して本町の景観を保全するための取組を実施します。

また鳥取県は、平成29年12月に「鳥取県星空保全条例」を制定しました。すっきりと晴れた日の夜には、県内随所で天の川を眺めることが出来る恵まれた星空環境は、清浄な大気と光害（ひかりがい）の少なさによってもたらされています。県や関係機関と共に地域の貴重な財産として保全し、次世代に引き継いでいくよう努めます。

第４節　地球環境

１．再生エネルギーの活用

本町では、平成23年12月、日南町再生可能エネルギー利用促進条例を制定し、この条例の理念と平成14年度に策定した「日南町地域新エネルギービジョン」に基づき、平成24年12月、廃校となった石見東小学校の跡地に、出力0.34メガワットの石見東太陽光発電所を建設しました。

また、日南町の広大な森林、農地、豊富な水は、町の貴重な資源です。そんな町の資源を活かしたバイオマス、太陽光、水力といった再生可能エネルギー事業を推進し、安心・安全な農林生産物の生産地として、地域経済の進展を図ります。

■太陽光発電所

石見東太陽光発電所は、旧石見東小学校跡地を活用して0.34メガワットの太陽光発電パネルを設置しました。

年間推定発電量は29万kWhで、これは、一般家庭約80世帯分の年間電力消費量に相当し、二酸化炭素削減効果は年間約85トンとなります。

■小水力発電所

㈱日南町小水力発電公社の運営による新日野上小水力発電所、町営の新石見小水力発電所、県企業局の運営による若松川小水力発電所の３基があります。

これらの年間推定発電量は345万kWhで、これは、一般家庭約1,100世帯分の年間電力消費量に相当し、二酸化炭素削減効果は年間約1,011トンとなります。

■木質バイオマスエネルギー

町内では、木材市場、ＬＶＬ（集成材）加工工場、チップ加工販売事業者が集結、木材団地として整備され、木材の集荷・加工・出荷体制が構築されています。ＬＶＬ（集成材）加工工場では、木質チップや場内の生産工程で発生するおが屑や端材を木質バイオマスボイラーで燃焼させ、木材の乾燥用の熱源としているほか、小型蒸気発電機を余剰蒸気ラインに設置し、自社工場の発電装置としてだけでなく、CO^2削減分を国内クレジット制度のもと、平成22年度には2,312t-CO^2、平成23年度には3,088t-CO^2を販売しています。

２．低炭素社会の構築

本町のエネルギー消費の特徴は、地場産業の停滞により、運輸部門が全体の約50％を占めています。産業部門がこれに続きますが、家庭部門とほぼ同程度の20％と小さく、そのエネルギー消費の約半分を軽油に頼っています。つまり、町内運輸、産業部門の燃料の非化石エネルギーへの転換は、大きな課題と言えますが、残念ながら、町のとりうる手段は限られています。これに対し、家庭部門の約60％は灯油であり、主に暖房用の低熱利用に向けられています。加えて、電力による暖房利用も多いと推測することができますので、これらの熱需用を地域新エネルギーで代替できるならば、地球環境にとっても、地域の自立にとっても望ましく、また、町としても一定の対応が可能と考えられます。

低炭素社会の構築に向け、限りある資源を有効に使い負荷の少ない環境づくりを進めるためには、日頃の日常生活や事業活動を見直し、薪や炭などの代替エネルギーの利活用を図らねばなりません。豊かな自然環境を活かし、地域特性に合った自然エネルギーの積極的な導入が求められています。

３．モーダルシフトの推進

本町の生活交通体系は自動車による移動が中心であり、運輸部門のCO^2排出量が減少しない要因となっています。より環境負荷が少ない交通手段に転換していく必要があります。

鳥取県は、平成22年に国のＥＶ・ＰＨＶタウンに選定され、平成26年には「第２期鳥取県ＥＶ・ＰＨＶタウン構想」を策定しています。本町もＥＶ公用車の導入をすすめ、急速・普通充電器をあわせて６基設置するなど、モーダルシフト（交通手段の転換）の推進を図っています。また、創造的過疎を謳うコンパクト・ヴィレッジ構想のもと、エリア内の巡回バスにはＥＶ車を導入し、低炭素社会の実現に向けた社会システムの構築を目指します。

第５節　環境教育

１．環境教育の推進

環境問題はすぐに結果がでる取組ばかりではなく、一人ひとりが環境問題を意識しつつ、環境に配慮した暮らしをしていく必要があります。

このためにも、環境にかかわる問題に関心と正確な知識を育成していかなければなりません。環境に関する知識や技能を修得できるような環境教育に取組みます。

２．環境学習会・講演会の開催

幼児から大人まで全ての世代において環境教育・学習を積極的に実施することで、環境問題について自ら考え、行動する人は育っていきます。環境立町推進協議会中心にして、環境学習会や講演会を実施し、環境教育・学習を体系的かつ継続的に実践します。また、自治会や学校、保育園などとも連携をしながら、地域全体で環境保全活動の裾野を拡げていきます。

３．とっとり次世代エネルギーパーク施設

日南町からは、石見東太陽光発電所、新日野上小水力発電所、新石見小水力発電所、㈱オロチの木質バイオマス発電施設、以上４箇所が、県の「次世代エネルギーパーク」に登録されています。これら施設では、施設案内等を通じ、町の再生可能エネルギー施策のＰＲを行っています。こうした体験講座を主催する鳥取県地球温暖化防止活動推進センターや学校、ＮＰＯ法人など連携し、各主体と協働できる仕組みづくりに取組みます。

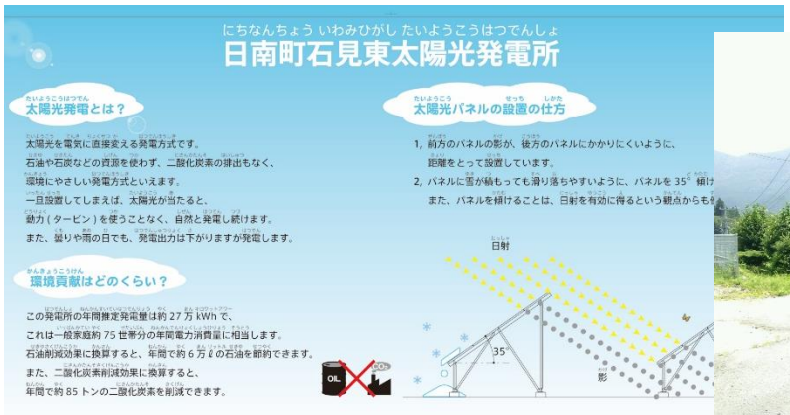

第３章　計画の目標、目指すもの

第１節　施策の基本方針

１．目指すべき環境像、基本理念

美しい里山、森林、水、空気、豊かな生態系、地域固有の歴史など、多くの都市域で失われてしまった環境が残されている本町の価値を再認識し、自然と共生していくための取組を実施します。

本町の基幹産業である農業において、環境にやさしい良質の有機質多投・減農薬栽培等に取り組み、おいしく安全・安心な農産物の生産の拡大を推進していきます。林業においてもＦＳＣ認証の取得など付加価値の高い日南材の大量かつ安定的な供給体制の整備等、環境を重視した経済活動を実践し、環境と産業の共生を目指していきます。

さらに、「もったいない」の意識を広め、ごみの減量（リデュース）・再使用（リユース）・

再利用(リサイクル)、省資源・省エネルギー行動の実践等、個々の生活様式の変革と地域の連携と協働を図っていきます。

これらの基本理念をもとに、本計画の目指す理想の環境像として、「日野川源流の豊かな自然環境と共生するまち　にちなん」を設定し、水資源、食糧資源、エネルギー資源を供給する自然環境の保全と産業へ活用のために積極的な取り組みを続けていきます。

２．基本方針

町が取り組む環境対策を体系的に整理し、施策の基本的方向と中長期的な目標を示すことにより、町民・事業者・町の各主体がそれぞれの役割分担のもとで「自然環境及び生活環境の保全と創造」「環境への負荷の低減」「町民・事業者・町の協働社会の形成」を推進します。

３．基本とする取り組み

基本方針を元に次の４つを基本の取り組みに設定します。

（１）森や水などの自然環境の保全と産業の共生
（２）資源循環型地域社会づくり
（３）地球環境保全対策の推進
（４）環境に配慮した生活様式の推進と協働

なかでも、本町においては、（１）を最重点課題として位置付けます。

４．取り組みの体系

取り組みを体系化すると次のようになります。

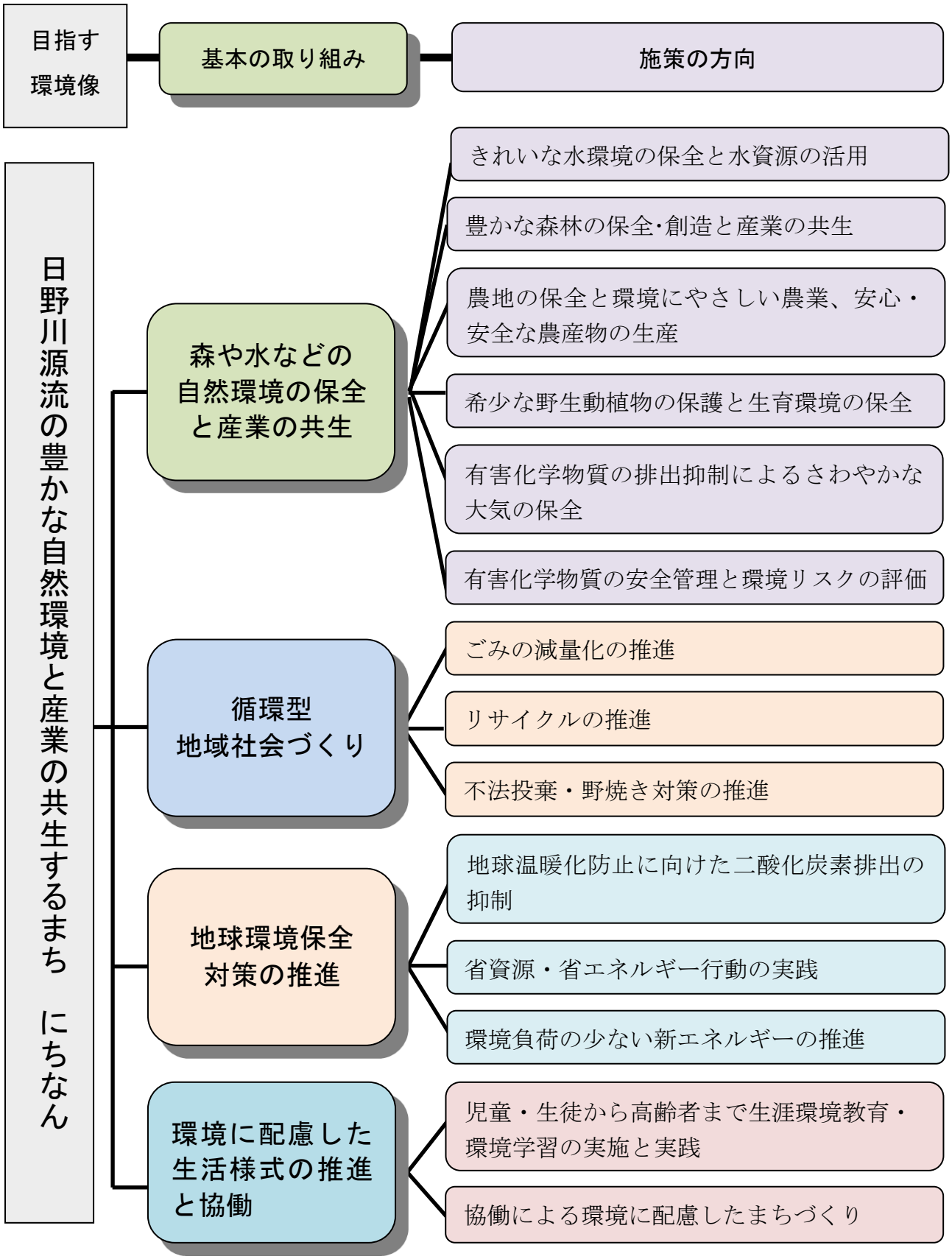

第２節　各主体の役割

美しい自然が残る本町を未来の子どもたちによりよい環境で引き継いでいくために、町民・事業者・町がそれぞれの立場において、お互いに連携・協力をとりながら自主的・積極的に行動し、次のような役割を担っていきます。

環境フォーラム（主催：日南町環境立町推進協議会）

１．町民の役割

町民は環境問題への理解を深め、自然環境の保全及び創造、省エネルギー、ごみの分別・減量化などを自ら進んで行い、日常生活に伴う環境への負荷を低減するよう努めます。また、町が実施する環境施策に協力します。

２．事業者の役割

事業者は環境問題への理解を深め、事業活動を行うときに、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、必要な措置を講じます。また、町が実施する環境施策に協力します。

３．町の役割

町は自然環境及び生活環境の保全と創造、環境への負荷の低減、住民との協働社会を形成するための施策を、総合的かつ計画的に策定・推進するとともに、自らの事業範囲においては、計画に定めた施策の実施に率先して取り組みます。また、必要に応じ、国、県及び他の自治体への提言・提案を行うとともに、連携・協力していきます。

懸垂幕の掲示

第４章　具体的な施策の展開

第１節　具体的施策

１．森や水などの自然環境の保全と産業の共生

本町の約９割の面積を占める森林は、水源涵養の機能だけでなく、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の吸収源、多様な生物が生きる場など様々な機能を発揮しています。また本町を源とする日野川は、飲用水、農業用水などその流域住民の生活を潤しており、日野川を介して流域住民との交流・連携も生まれています。これらの恩恵を再認識し、保全を推進するだけでなく積極的な活用を展開していきます。

さらに本町の基幹産業である農業を支える農地は、森林とともに本町の環境を形づくっています。農地保全や森林保全施策に取り組み、良好な環境を守り育てていく必要があります。

○　きれいな水環境の保全と水資源の活用

集落排水施設が整備された地区では速やかに接続し、未整備の地区では合併浄化槽の設置を推進するなど生活排水対策を講じ、地下水の保全、さらに継続的な水質の監視を行っていきます。また河川の保全と適正な管理を行い、きれいな川を守り、日野川の源流であることを常に考え行動していきます。さらに、町内の清澄な水及び水環境を調査し、それが地域の活力の向上につながるような水資源の活用を検討します。

日野川源流

○　豊かな森林の保全・創造と産業の共生

森林は水源を涵養し、私たちに水を提供してくれています。適切な森林管理により、森林が持つ本来の機能を取り戻します。また、林業体験等の自然とのふれあいの場として活用することで、森の恵を多くの人に実感してもらえるよう取組みます。さらに、林業による地域の活性を目指して、新しい高付加価値の木材加工・生産等の産業を支援し、町産材の利用促進にもつなげていきます。

○　農地の保全と環境にやさしい農業、安心・安全な農産物の生産

恵み豊かな農地を守るため、農地の保全と適正管理を行います。さらに減農薬や有機栽培による環境保全型農業の展開、農業の法人化や体験型農業等を通して農地を守っていきます。また特別栽培農産物を推進し、収穫される農作物はおいしく、かつ安心で安全であることを内外にも示していきます。

○　希少な野生動植物の保護と生育環境の保全

本町の豊かな自然環境で育まれてきた生態系とそこで暮らす野生動植物は、次世代に引き継ぐべき町民の共有財産です。こうした生態系は一度壊れると復元が極めて難しいとされています。本町の多様性ある生態系を維持するために生物の生息・生育環境を保全し、野生動植物と共生していきます。

自生するサクラソウ

○　有害化学物質の排出抑制によるさわやかな大気の保全

自動車からの排気ガス対策、事業活動における粉塵や、野焼きや悪臭の対策を講じます。また、大気汚染防止の啓発にも努めます。

○　有害化学物質の安全管理と環境リスクの評価

日常生活や農業など身近なところで使用されている有害化学物質の情報を収集し、それらの危険性の情報を共有します。また必要に応じて関係機関との連携により有害化学物質等の環境リスクを評価するとともに、それら物質等の発生抑制対策を講じていきます。

２．自然循環型地域社会づくり

本町を持続可能な社会にするためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・生活様式を見直し、「廃棄物を生まない社会」を形成していく必要があります。まず第１に、ごみの排出を抑制し、それでも発生するごみについては資源化できるよう分別することが大切です。どうしても資源化できなかったごみについては、適正処理を行います。広域処理や民間での再資源化等、適正かつ効率的なシステムを構築します。

○　ごみの減量化の推進

家庭や事業所から出るごみを減らします。使い捨て製品の使用を抑制し、再使用できる製品の利用を推進していきます。さらにレジ袋使用削減のためのマイバック運動の推進や、家庭用生ごみ処理機の普及~~促進~~を図ります。

○　リサイクルの推進

ごみの分別について、学習会の開催や広報などで啓発してごみの分別の浸透を図ります。これまで資源化されてこなかった生ごみなどについて、処理体制の整備を促進し、町民及び事業者の積極的な参画を得ながら、資源化を推進していきます。その他の資源化されていないごみについては、資源化にかかるコストを検討したうえで、資源化を行います。

○　不法投棄・野焼き対策の推進

良好な環境を維持するために不法投棄やごみの野焼きを防止しなければなりません。自治会と連携した環境美化作業、パトロールを継続し、不法投棄や野焼きをしにくい町を目指します。

３．地球環境保全対策の推進

本町においては、行政事務範囲を対象とした「日南町地球温暖化防止実行計画」を平成14年度に策定しました。その中で二酸化炭素排出削減に向けた活動を推進し、省エネルギー行動の実施、グリーン購入の推進、ごみの減量化等を実施項目として挙げています。この実行計画のさらなる推進を図るとともに、事業者・町民へ情報提供し、二酸化炭素削減に向けた省エネルギー機器の使用、環境家計簿の使用、ごみの減量化等、生活様式を見直す取組みの推進を図っていきます。

また地球温暖化防止対策と化石燃料枯渇の観点から、新エネルギーの導入も推進していく必要があります。現在は小水力発電や太陽光発電などを中心に推進を図っていますが、森林資源の豊富な本町の特性を活かした木質バイオマスの研究等を民間・大学とも連携して取り組んでいきます。

○　地球温暖化防止に向けた二酸化炭素排出の抑制

日常生活や事業活動から排出される二酸化炭素の排出の抑制を心がけます。アイドリングストップやエコドライブに努めます。

○　省資源・省エネルギー行動の実践

限りある資源を有効に使い負荷の少ない環境づくりを進めます。日頃の日常生活や事業活動を見直して、電気や化石燃料等エネルギーの節約をおこないます。また薪や炭などの代替エネルギーの利活用を図ります。

○　環境負荷の少ない新エネルギーの推進

新エネルギー導入に対しての補助制度や支援策について、活用に向けた調査・検討を行ったり情報発信を行ったりします。

４．環境に配慮した生活様式の推進と協働

環境に対して関心とより深い理解をもってもらうために、環境教育・環境学習の場を提供し、その中で自然環境及び生活環境の保全と創造の大切さを学び、節電や節約など省エネルギーを念頭に置いた生活(エコライフ)を推奨します。

町内外の先進的な取り組みについて学習することで、積極的な温暖化防止対策への意識付けと環境に配慮した生活様式への変革を推進します。また住民、地域、各種団体などと連携を取り、事業を協働して行っていきます。

○　児童・生徒から高齢者まで生涯環境教育・環境学習の実施と実践

様々な環境に対する学習を進め、学校における環境教育を充実させます。高齢の方がこれまで体験してきた豊かな知恵を、環境教育の場においても活かしていくことができるように努めていきます。また子どもから高齢者が環境について学ぶ上で、それぞれが共通のテーマのもと、地域において世代間交流を図りながら、共に学ぶ学習を進めます。

○　協働による環境に配慮したまちづくり

町民・事業者・町は相互に理解を深めることが大切であり、それぞれの立場に応じた公平な役割分担で共通の課題に取り組む「協働」が必要です。そして環境への意識が向上することにより自主的な取り組みが生まれ、さらに環境保全に対する必要性が認識されます。町民・事業者は、環境に配慮した行動を実践し、環境負荷の少ないまちづくりや事業活動を行います。町は、関係機関等と連携して、活動支援や環境保全の推進を図ります。

第５章　計画の推進

第１節　推進体制と実践活動

１．推進体制

この計画は、町民・事業者・町が連携して環境基本計画を積極的に推進していくために、「日南町環境立町推進協議会」(以下､「協議会」という。) を推進母体として位置づけます。

この協議会は、町内の環境保全団体、町内の各種団体又は事業所より推薦のあった者、環境問題に知識のある町民、まちづくり協議会より推薦のあった町民、公募による町民などで構成します。

そして、協議会は、環境問題を自然環境、生活環境、社会環境、地球環境の４部門に大別し、それぞれの環境保全活動の推進を図るとともに、町民の快適な生活環境の確保と環境意識の向上を図ることを目的とする行動を行います。

また、町長の諮問機関として「日南町環境審議会」（以下、「審議会」という。）を設置します。この審議会は、町長から委嘱された15人以内の町民の代表で構成し、計画の達成状況や取り組み状況について審議をし、広い見識を持って課題解決に向けた提言や助言を行います。

町の推進組織としては、「環境基本計画推進連絡会議」（以下、「連絡会議」という。）を組織します。これは、計画の取り組みを実際に推進する関係各課で構成し、各課の調整や協議会と連携を取りながら推進を図っていきます。また、審議会からの提言や助言を踏まえて、今後の方向性などを検討していきます。

２．進行管理

本計画は、平成 30 年度(2018 年度)から取り組みを行い、2022 年度を計画達成の目標とする５年計画です。基本計画を実行していくために、「日南町環境実行計画」を作成します。また、当面は取り組みが可能な施策から実施を行い、連絡会議と協議会は、連携を取りながらその具体的な案を示していくとともに、「計画」・「実行」・「点検」・「見直し」を繰り返す継続的な改善サイクルにより行います。

また計画期間中においても、多様化する環境・経済情勢の変化や住民の要望の変化に対応して、計画の見直しなど柔軟な対応に努めます。

本計画に基づき実施された施策の実施状況等の点検は連絡会議で、評価は審議会で行います。

３．内容の普及と意識啓発

年ごとに審議された結果を報告書としてまとめ広く公表します。公表の方法は、CATV の利用や町のホームページ等、様々な媒体を通じて行います。

また、町民、事業者等が良好な環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、活動を行う意欲が増進されるようにするための意識啓発として広報活動の充実を図ります。

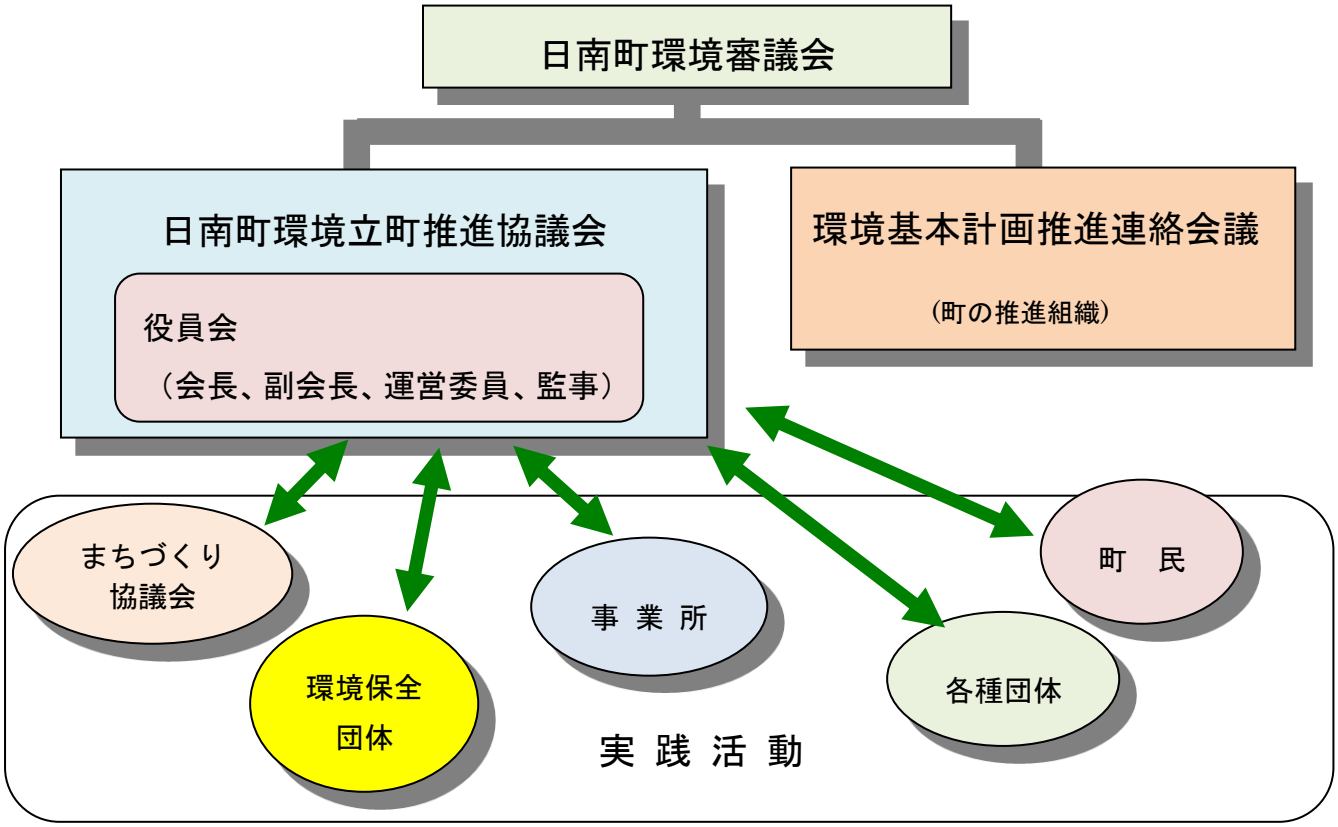

第２節　日南町環境基本計画の数値目標

１．数値目標

日南町環境基本計画の具体的取り組みの中で特に数値目標を定めるものは次のとおりです。

森や水などの自然環境の保全と産業の共生

施策の方向	具体的項目	H24 年度 (2012 年度) 実績	H28 年度 (2016 年度) 実績	H34 年度 (2022 年度) 目標値	担当課
○きれいな水環境の保全と水資源の活用	下水整備率（%）	82.3	88.9	89.0	建設課
	日野川の源流と流域を守る会町内加入者数（人）	51	38	81	住民課
	日野川の源流と流域を守る会町内加入団体数（団体）	9	9	14	住民課
○豊かな森林の保全･創造と産業の共生	温室効果ガス排出クレジット販売数量累計(J-VER)	119(25 年度)	432	6,406	農林課
	間伐面積（国有林・みどり資源機構・治山事業等を除く補助造林間伐：ha）	611	620.5	940	農林課
○農地の保全と環境にやさしい農業、安心･安全な農産物の生産	担い手（個人及び法人）による農地の集積面積	431.8(25 年度)	666	800.7	農林課
	特別栽培米（ha）	92.8	66.68	100	農林課
	（廃止）堆肥利用面積（ha）	72	102.6		農林課
	（新規）堆肥利用量（t）			1,120	農林課
○有害物質の排出抑制によるさわやかな大気の保全	アイドリングストップ宣言者数累計（人）	146	106	146	住民課
	アイドリングストップ推進事業所認定件数累計（件）	28	12	15	住民課
	公用車の低公害車・低排出ガス認定車導入台数（台）	11	17	21	総務課
	（廃止）急速充電器及び普通充電器の設置台数	1(25 年度)	6		住民課

循環型地域社会づくり

施策の方向	具体的項目	H24年度 実績	H28年度 実績	H34年度 目標値	担当課
○ごみの減量化の推進	ごみ排出量（ﾄﾝ）	1,349	1,525 ※1	1,400	住民課
	１人１日あたりのごみ排出量（g/人・日）	669	840 ※1	920	住民課
	（新規）最終処分量（ﾄﾝ）			80	住民課
	生ごみ処理機補助台数累計（台）	52	74	199	住民課
○リサイクルの推進	リサイクル率（%）	24.4	37.8 ※1	31.0	住民課

※１・・・・・・一般廃棄物処理事業実態調査（速報値）より

地球環境保全対策の推進

施策の方向	具体的項目	H24年度 実績	H28年度 実績	H34年度 目標値	担当課
○地球温暖化防止に向けた二酸化炭素の排出の抑制	公共施設における二酸化炭素排出量（ｔ－CO^2）	964	1,341	1,235	住民課
○環境負荷の少ない新エネルギーの推進	家庭用太陽光発電補助件数累計（件）	54	63	68	住民課
	家庭用太陽光発電能力累計（kW）	235	282	302	住民課
	（廃止）公共施設等の太陽光発電能力累計	370(25年度)	370		住民課
	小水力発電量（kWh）	2,633,420	512,670	3,727,000	住民課
	太陽熱温水器購入助成累計	11(25年度)	23	38	住民課
	木質バイオマスストーブ等購入助成累計	18(25年度)	27	42	住民課

環境に配慮した生活様式の推進と協働

施策の方向	具体的項目	H24年度 実績	H28年度 実績	H34年度 目標値	担当課
○児童・生徒から高齢者まで生涯環境教育・環境学習の実施と実践	（廃止）こどもエコクラブ活動数	0(25年度)	0		住民課
	（新規）小中学校における環境学習（回）			3	住民課
	環境学習会実施（回）	8	3	15	住民課
○住民との協働による環境に配慮したまちづくり	自然観察会、環境保全活動等実施回数（回）	55	108	60	住民課